

株式会社 カーメイト 定 款

分類番号	基規－００１
所 管	本社総務部
改 正	平成 ３年６月２８日
	平成 ４年６月３０日
	平成 ５年６月２５日
	平成 ６年６月２４日
	平成 ７年６月２９日
	平成１０年６月２６日
	平成１３年６月２８日
	平成１４年６月２７日
	平成１５年６月２７日
	平成１６年６月２９日
	平成１８年６月２９日
	平成２１年６月２６日
	令和 ２年６月２５日

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社の商号は、株式会社カーメイトと称し、英文では、CAR MATE MFG.CO.,LTD.と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。

- 1 自動車部品並びに自動車用品の製造及び販売
- 2 ケミカル用品（車用・家庭用・その他）の製造及び販売
- 3 ベビー・育児用品、介護用品等の製造及び販売
- 4 アウトドア・レジャー・スポーツ関連用品の製造及び販売
- 5 各種光源、電球類及び電子機器類の製造及び販売
- 6 日用品雑貨等の輸出入並びに製造及び販売
- 7 各種通信機器類の製造及び販売
- 8 ソフトウェアの開発、販売、賃貸及び保守サービス
- 9 損害保険代理業
- 10 住宅関連機器の製造、販売、賃貸及び整備・修理
- 11 自動車及び中古自動車の売買、賃貸及び整備・修理
- 12 電気通信事業法に基づく電気通信事業
- 13 情報サービス業
- 14 製品のレンタル、リースサービス
- 15 通信販売業
- 16 発蓄充電設備の開発製造及び販売
- 17 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都豊島区に置く。

(機関)

第4条 当会社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、19,933,400株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は100株とする。

- 2 当会社の単元未満株式を有する株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第10条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項に定めるほか必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招 集)

第12条 当社の定時株主総会は毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により代表取締役がこれを招集し、その議長となる。代表取締役が複数の場合は、あらかじめ取締役会で定めた者がこれにあたる。

- 2 前1項の規定に基づき招集権者及び議長に定められた代表取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにしたがい、インターネットを利用する方法で開示することができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出するものとする。

(議事録)

第17条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第18条 当会社の取締役は10名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 2 1 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集する。代表取締役が複数の場合はあらかじめ取締役会で定めた者がこれにあたる。

- 2 取締役会の議長は、あらかじめ取締役会で定めた者がこれにあたる。
- 3 前 1 項及び 2 項に規定する当該取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(代表取締役および役付取締役)

第 2 2 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。また必要により相談役または顧問を選定することができる。

(取締役会の招集通知)

第 2 3 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(業務執行)

第 2 4 条 代表取締役は当会社の業務を統括する。代表取締役が複数の場合は分担してこれを行う。
他の取締役は、代表取締役を補佐してその業務を分掌する。

- 2 代表取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い他の取締役が代表取締役の職務を代行する。

(取締役会の決議方法等)

第 2 5 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 当会社は取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べた場合を除く。）は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会議事録）

- 第26条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。
- 2 第26条第2項の議事録は法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

（取締役会規程）

- 第27条 取締役会に関する事項は法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

- 第28条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会によって定める。

（社外取締役の責任免除）

- 第29条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

（員数）

- 第30条 当会社の監査役は4名以内とする。

(選任方法)

第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第33条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前に各監査役に対して発する。但し、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。

(監査役会の決議方法)

第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第36条 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

(監査役会規程)

第 3 7 条 監査役会に関する事項は法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第 3 8 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(社外監査役の責任免除)

第 3 9 条 当会社は会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 4 0 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任 期)

第 4 1 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報 酬)

第 4 2 条 会計監査人の報酬は代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第43条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第44条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。

(中間配当)

第45条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第46条 剰余金の配当及び中間配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

2 未払の剰余金の配当及び中間配当金には利息をつけないものとする。